

三 残留者ノ部

山残留者ハ其ノ未払給料ノ残額 昭和七年一月十五日ニ其ノ支払ヲ受ケルニ
ノトス

但シ残留者ノ十二日分ノ給料ハ新心算ヨリ給料日ニ其ノ支払スルニトス
四 日本建鉄株式会社ハ本ニ見書ヨリ東京建鉄株式会社規定ノ時
支勤續手立ノ支払セリ引受ケタルモノトス

但シ右残留者ノ諸手立金ハ日本建鉄株式会社が東京建鉄株式会社に
ヨリ引受ケタルノ誤リ受ケタル取立金共ノ他ノ財産及新営業利益
ニテ東京建鉄株式会社に支払フ可キ範圍外ニ於テ之ヲ保証ス
此残留者ニシテ解散ヲ希望スル者ニ就テハ亦ニ項ノ並ニ同ノ摘要ヲ受ケルニ
ノトス

五 本条項解決途ノ交渉中ニ要シク交通費トシテ会社ハ其ノ社負債
(三河島工場尾久工場)ニ付金壹百五拾圓也ヲ支給スルニトス
昭和六年十二月十日 以上

東京建鉄株式会社社長 田嶋 老号
日本建鉄株式会社社長 須田 国雄
東京建鉄株式会社社々負債代表

調停者

角田 謙志
小林 宗一
山田 徳一
長谷川 一乃人
長岡 信親
大橋 孝一
中里 晴夫
神野 信一

覺書

東京建鉄会社ト其ノ全従業員間ニ在リ條項ヲ約束シタル事ヲ後日ノ
タメ本覺書ヲ以テ証ス本覺書ハ之レヲ三通作製シ会社及従
業員並ニ神野信一氏各老通ヲ保管ス

解決條項

一 東京建鉄株式会社従業員別ニ解雇ヲ用ヒ又昭和六年十月二十日附